

岩国市は、瀬戸内海国立公園、西中国山地国定公園、羅漢山県立自然公園といった豊かな自然に恵まれ、県内最大の河川である錦川は、豊富な水をたたえ、本市の美しい景観を形づくってきた。

この錦川の下流にひらけた本市には、戦前戦後を通じ、パルプ、繊維、化学等の産業を営む各種企業が進出したことにより、多くの中小企業の発展の礎となったが、産業構造の変化と地域間競争が激化する中で、本市の経済を支えてきたこれら中小企業は、極めて厳しい経営環境にある。

農林水産業については、経営の安定化を図り、意欲の高い担い手を育成するとともに、安全でおいしい地元産の食材を市民や来訪者が消費できる仕組みをつくることが求められている。

このようなことから、本市では、産業の振興を本市経済の活力の源泉と位置付け、地域の特性を踏まえたふるさと産業の振興を図るため、市内の人、物及び情報の交流により経済を活性化させるとともに、元気で活力に満ちた岩国市の創造を目指して、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、地産地消の推進によるふるさと産業の振興について、基本理念を定めるとともに、地産地消の推進に関する施策の基本となる事項を明らかにすることにより、ふるさと産業を育成し、もって活力ある本市の経済社会の形成及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「ふるさと産業」とは、市内で生産活動を営み、又はサービスの提供を行う産業をいう。

2 この条例において「市産品等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林畜水産物又は市内で製造され、若しくは加工された物品
- (2) 前号に掲げるものを原材料として製造され、又は加工された物品
- (3) 市内で提供されるサービス

3 この条例において「地産地消」とは、市産品等を消費し、又は利用することをいう。

#### (基本理念)

第3条 ふるさと産業を振興するための地産地消の取組は、協働の精神に基づき、自発的に行われることを旨として促進されなければならない。

2 ふるさと産業を振興するための地産地消の取組は、地域における人、物及び情報の交流により経済を活性化させ、市産品等の需要の拡大及び事業者の育成を図ることを旨として促進されなければならない。

#### (市の役割)

第4条 市は、行政の各分野において、地産地消の気運の醸成に努めるものとする。

#### (市民の理解)

第5条 市民は、ふるさと産業の振興が、地域経済の発展と市民生活の向上に寄与するものであることを理解し、地産地消の取組に関心を持つよう努めるものとする。

(基本的施策)

第6条 市は、地産地消を推進してふるさと産業を振興するため、次に掲げる施策を講じるよう努めるものとする。

- (1) 生産者と消費者との交流の促進を図ること。
- (2) ふるさと産業を支える幅広い人材の育成及び確保を図ること。
- (3) 地域資源を活用している中小企業の育成及び支援を図ること。
- (4) 市産品等の地域ブランド化を促進するとともに、伝統技術の伝承及び発展を図ること。
- (5) 地域の特性を生かした企業立地を促進し、次代を担う産業の集積を図ること。
- (6) 農林水産業と食品産業との連携により、加工食品、外食産業、学校給食等への利用を促進すること等により、市内で生産され、採取され、又は水揚げされた農林畜水産物の需要の拡大を図ること。
- (7) 市産品等の需要に応ずるための産地の育成及び拡大並びに資源の維持及び確保を図ること。
- (8) 市内で生産された木材の利用及び間伐材その他の未利用の森林資源の利用の促進を図ること。
- (9) 建設工事、物品等の発注に当たり、事業者の地域社会への貢献の状況、市の施策への協力の状況等に配慮して市内事業者の受注機会の確保を図るとともに、市産品等の活用を図ること。

(広報活動)

第7条 市は、ふるさと産業の振興に資するため、地産地消に対する市民の理解及び関心を深めるための広報その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、ふるさと産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。